

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、国民年金に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

熊谷市長

公表日

令和6年12月24日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の内容	国民年金法に基づく、各種申請、届出にともなう受付等の法定受託事務 ①被保険者の資格管理 ②年金受給にともなう裁定請求等受付 ③国民年金保険料の免除等申請受付 ④日本年金機構(年金事務所)への異動報告、所得情報提供などの進達 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する事務 年金生活者支援給付金の支給に関する事務 標準準拠システムへの移行(令和7年1月14日切替予定) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき、既存の住民情報系システムを国の標準仕様書に準拠したシステムに改修した上で、ガバメントクラウド上へ移行する(令和7年1月14日の予定)。なお、標準化対応に伴い、特定個人情報ファイル内の項目は変更となるが、事務、システム構成及び特定個人情報ファイルの種類に変更はない。
③対象人数	＜選択肢＞ [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	国民年金システム
②システムの機能	被保険者の資格異動(取得・喪失、種別変更、転出、死亡等)の登録を行う。 保険料免除申請の受付時に、世帯情報や所得情報の確認、申請書の発行、申請内容の登録を行う。 日本年金機構への報告書(住所変更・資格記録・氏名訂正等)や保険料免除に係る所得情報等の出力を行う。 受給権者からの老齢基礎年金等の各種給付の裁定請求の際、受給権者に関する世帯情報、所得情報の照会を行う。 日本年金機構からの処理結果(資格・免除情報)の取込を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 () [○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム

システム2

①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 個人番号管理機能 個人番号と団体内統合宛名番号を紐付け、個別業務システムから個人を一意に特定できるように管理する機能。 2. アクセス制御機能 個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とログ管理を行う機能。 3. 個人番号確認機能 個別業務システムからの要求に基づき、本人確認のために必要な情報を確認する機能。 4. 中間サーバー連携機能 情報連携で必要なデータを個別業務システムから受け取り、中間サーバーへ連携する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバー、個別業務システム ）

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	社会保険オンラインシステム
②システムの機能	日本年金機構から貸与を受け、年金記録に関する相談業務のため、国民年金被保険者の年金記録を確認する。操作者は、事前に登録申請書を管轄の年金事務所に提出し、個々に割り振られる利用者IDとパスワード、生体認証によりログインを行う。年金記録の確認には、基礎年金番号または個人番号を用いる。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表の46項、116項、128項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条、第68条の2
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金資格情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・国民年金法の被保険者または受給権者及びその世帯員・配偶者 ・過去に本市で住民登録していた被保険者または受給権者であった者
その必要性	・資格取得・喪失、保険料免除申請、給付に係る裁定請求等、市町村の法定受託事務として国民年金関係事務を行う上で、被保険者等の世帯構成、所得情報等を正確に把握する必要があるため。 ・過去に本市の国民年金システムに登録されていた被保険者等が再転入した場合等に、過去の年金情報を引き継ぐことができるよう、過去の被保険者等の情報を保有している。
④記録される項目	50項目以上100項目未満 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、その他識別情報 対象者を正確に特定するため。 ・4情報、連絡先、その他住民票関係情報 対象者(被保険者・受給権者)を正確に把握するため。 被保険者等からの届出の際、住所や続柄、世帯情報等を確認するため。 死亡、転出等による資格異動の確認、世帯情報の変更等を確認するため。 本人への連絡等のため。 ・地方税関係情報 保険料免除申請、各種給付の裁定請求の受付時に本人や世帯員・配偶者の所得を確認するため。 ・生活保護・社会福祉関係情報 生活保護受給者(生活扶助)の法定免除を日本年金機構へ報告するため。 ・年金関係情報 日本年金機構への報告や被保険者等からの年金相談等に対応するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月、平成30年12月、令和6年12月(標準化対応による変更)
⑥事務担当部署	市民部 保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、市民税課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 日本年金機構 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 電話等による照会、社会保険オンラインシステム ）
③使用目的 ※		国民年金に関する資格異動届、保険料免除申請、各種給付の裁定請求等の受付事務及び日本年金機構への進達事務を実施するため。
④使用の主体	使用部署	市民部保険年金課、大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター
	使用者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格取得・喪失、種別変更、氏名・住所等の変更受付及び資格管理に関する事務を行う。 ・保険料免除申請等の受付に関する事務を行う。 ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の裁定請求に関する事務を行う。 ・日本年金機構の処理結果(新規資格取得者の基礎年金番号の付番結果、免除申請の審査結果等)を、本市の国民年金システムに入力・確認し、被保険者等からの問い合わせや相談等に対応する。
	情報の突合	・住民票関係情報と届出や申請情報を突合し、被保険者の資格等を確認する。 ・地方税関係情報と申請情報を突合し、被保険者や世帯員・配偶者の所得額等を確認する。 ・国民年金システムの情報と日本年金機構の処理結果等を突合し、適正な管理を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	[10人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ジーシーシー	
再委託	④再委託の有無 ※ [] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている () 件 [☐] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	日本年金機構
①法令上の根拠	・国民年金法第3条及び国民年金法施行令第1条の2 ・国民年金法第12条第1項、第4項 ・番号利用法第19条第2号 ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条、第39条及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条
②提供先における用途	・国民年金第1号被保険者に関する異動情報の確認 ・国民年金保険料免除申請等の審査・決定 ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の裁定請求の審査・決定 ・保険料免除や各種給付の審査・決定のための所得情報の調査
③提供する情報	・国民年金第1号被保険者に関する異動情報 ・国民年金保険料免除や各種給付の審査・決定のために必要な所得情報等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・被保険者に係る資格情報等に異動があった者 ・保険料免除申請や老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の裁定請求を行った者及びその世帯員・配偶者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	週2回程度。日本年金機構から照会を受けた場合は、その都度。

移転先1	市民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第11号、住民基本台帳法施行令第5条
②移転先における用途	住民に関する記録の管理、異動時の証明等
③移転する情報	国民年金の被保険者である者の年金資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳法第5条に基づき住民基本台帳に記録された者のうち、国民年金第1号被保険者である者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	国民年金の被保険者において、資格の得喪に係る異動が発生した都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<熊谷市における措置> ・サーバーは、入退室管理を行っているデータセンターのサーバー室に設置している。 ・入退室管理は、サーバー室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバー室へ入退室する者が権限を有することを生体認証とICカードで確認することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、データセンターのサーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ②日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1.基礎年金番号、2.市区町村コード、3.最新フラグ、4.資格有無区分、5.操作者ID、6.被保険者種別、7.資格取得届出年月日、8.資格取得年月日、9.資格取得事由、10.資格取得理由、11.資格喪失届出年月日、12.資格喪失年月日、13.資格喪失事由、14.資格喪失理由、15.被保険者の種別の変更があった年月日、16.申請期間(免除・学特)、17.処理結果(免除・学特)、18.免除区分、19.申請年月日(免除・学特)、20.免除結果種別区分コード、21.免除始期、22.免除終期、23.承認期間(開始)、24.承認期間(終了)、25.却下期間(開始)、26.却下期間(終了)、27.免除取消期間(開始)、28.免除取消期間(終了)、29.免除理由(法定免除)、30.免除消滅理由、31.該当年月日(法定免除)、32.消滅_不該当年月日、33.取消_不該当年月日、34.免除始期(法定免除)、35.免除終期(法定免除)、36.出産の予定日(出産日)、37.単胎妊娠又は多胎妊娠の別、38.免除始期(産前産後免除)、39.免除終期(産前産後免除)、40.付加納付申出年月日、41.付加加入理由、42.付加該当年月日、43.付加納付辞退申出年月日、44.付加辞退(非該当)理由、45.付加非該当年月日、46.処理結果(付加)、47.請求者_氏名(給付)、48.年金コード、49.裁定結果、50.記号番号、51.給付金種別、52.支給開始年月(年金生活者支援給付金)、53.支給終了年月(年金生活者支援給付金)、54.認定結果(年金生活者支援給付金)、55.請求年度(年金生活者支援給付金)、56.電子媒体収録有無、57.報告対象有無区分、58.日本年金機構への報告年月日、59.届書種類、60.連絡欄、61.登録年月日(メモ情報)、62.特記事項、63.相談内容、64.備考、65.基礎年金番号通知書再交付申請年月日、66.基礎年金番号通知書再交付申請理由

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金資格情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・届出書等の受理に際しては、本人確認資料として個人番号カード等の提示を求めるとともに、内容を確認し、対象者以外の情報を入手しないよう努めている。 ・届出書等の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請の内容が正しく反映されているか、入力者以外の者が再度チェックをする二重確認体制をとっている。 ・日本年金機構からの処理結果一覧表とシステムの記録内容を突合し、内容の確認を行っている。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置> ・庁内連携機能からの住基情報の入手については、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバ間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、アクセス権を有しない職員のなりすましによる入手への対策を施している。また、当該情報に接続可能なシステム及び端末を予め登録し、許可された機器に限定した入手方法とすることで、対象外の機器からの入手が行われないようにしている。 <入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置> ・入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 <入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置> ・庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手については、サーバ間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・団体内統合宛名システムのアクセス制御機能により、個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者以外が、特定個人情報を参照できない仕組みを講じている。 ・業務システムでは、担当する業務に応じて、システムの利用権限をIDごとに設定しているため、各自が担当する業務と関係ない情報を取得することはできないように制御されている。 ・国民年金システムには、国民年金事務に関係のない情報を保有しない。 ・特定個人情報を使用できる事務については、業務マニュアルに記載し、定期的に職員研修を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない

	具体的な管理方法	・ユーザーIDによる識別と、パスワード及び生体情報による二要素入書を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・パスワードには、有効期限の設定、同一又は類似パスワード再利用制限、最低文字数の設定等を行っている。 ・ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・人事異動の際にデジタル推進課に権限変更等の申請を行い適切に管理している。 ・社会保険オンラインシステムでは、ユーザーIDとパスワードの設定及び生体認証により、操作が可能となっている。
	その他の措置の内容	・識別情報（職員カード、ユーザID/パスワード）の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。 ・国民年金システムへのアクセスは、業務上必要な者のみがアクセスできるようにしている。 ・ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・ユーザIDとともに、国民年金システムへのアクセス、操作（登録、更新、印刷、外部媒体への出力等）のアクセス記録をログとして保管している。 ・上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備しており、また、異常アクセス（休業日や業務時間外のアクセス、ログインエラー等）については定期的にチェックを行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録している。
- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。コピーした書類は、適切に廃棄を行う。
- ・システム端末は、盗難防止のため、事務室内の机等に付属のセキュリティワイヤーで固定している。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ・委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定 ・提供されるサービスレベルの保証 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・再委託に関する制限事項の遵守 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) ・市による監査、検査	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	・再委託を行う場合は、再委託に係る契約に次の事項を盛り込む。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再々委託における条件に関する規定 ※再々委託の際に最初の委託元である市町村への書面による許諾の取得、及び再委託先の監督 ※再々委託先が番号利用法で求められているレベルと同等の安全管理措置を講じていることの確認 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化に関する規定 ・従業員に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・必要があると認めるときは委託先に対して実地調査を行うことができる規定 ・住民情報系システムをクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、法令等を遵守し、デジタル推進課と適切な契約を取り交わす。 ・ガバメントクラウドへの移行については、次を満たすこととする。 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

- ・外部委託業者を選定する際、個人情報保護方針の策定、プライバシーマーク等の個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得しているか等を確認することとしている。
- ・事業者には、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、適正な管理を行うことを書面にて通知している。
- ・契約後に業務従事者名簿を提出させている。
- ・特定個人情報等を業務担当課がUSBで持ち出すことはできない。
- ・業務担当課が住民情報系システムから個人番号をデータ出力・印刷することは技術的にできない。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法 ・住民情報系システムから各課がデータを持ち出すことは技術的にできず、適切な手続きを経た上でデジタル推進課を経由しなければならない仕組みとなっている。持ち出す場合は、ログや持ち出したデータが何かが残るため追跡確認が可能となっている。 ・移転は庁内連携システムにより適切に制御されている。			
その他の措置の内容	・端末から電子媒体への出力は特定の端末に限定しており、出力時の操作ログを取得している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・庁内連携システムにより、番号利用法の規定により認められる情報のみしか移転できないよう技術的な仕組みがとられている。 ・特定個人情報の移転は、インターネット等の外部ネットワークから隔離された個人番号利用事務系ネットワークで通信している。 ・特定個人情報等を業務担当課がUSBで持ち出すことはできない。 ・業務担当課が住民情報系システムから個人番号をデータ出力・印刷することは技術的にできない。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

[

]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

[

]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知

[

十分に行っている

]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか

[

発生なし

]

＜選択肢＞

1) 発生あり

2) 発生なし

その内容

再発防止策の内容

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・個人番号が記載された書類は、取扱区域内の施錠可能なキャビネット、庁舎内倉庫又は庁舎外倉庫等、施錠管理の上で保管している。
- ・郵便又は行政センターから送達された書類についても、取扱区域内の施錠可能なキャビネットに保管している。
- ・誤廃棄対策として、AM・PMごとに専用の窓口ゴミ用紙袋及び箱を用意し、廃棄予定書類を入れる。いつ誰が処理したかわかるようにしている。ゴミ袋は鍵のかかるキャビネットへ一時保管し、一杯になったら中身を再確認の上、市職員が市の焼却施設へ直接持参して廃棄している。
- ・USBは、特定個人情報は取り扱わないが、鍵のかかるキャビネットに保管している。使用簿に記入し、個人情報を取り扱う場合は所属長の許可を得てから使用する。
- ・申請書類も鍵のかかるキャビネットに保管している。
- ・事務処理後は、保存文書入力票に基づき各倉庫へ保管した後、保存文書入力票の保存年限到来年度にまとめて廃棄している。市の焼却施設に職員が直接持参し溶鉱炉へ入れて焼却している。
- 住民情報系システムのサーバ、データ、プログラム等は、ガバメントクラウド上へ移行し安全に管理する。
- ・デジタル推進課の電算室やサーバ室の出入口では生体認証による入退室管理を行っている。
- ・電算室等は監視設備として監視カメラを設置している。
- ・特定個人情報ファイルを管理しているサーバには、ウイルス対策システムを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
 - ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
 - ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
- ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
- ③国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
- ④地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
- ⑤クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。
- ⑥クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ⑦地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- ⑧ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
- ⑨地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
- ⑩地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
- ⑪ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
- ⑫事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
- ⑬データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☒ 十分にやっていない ☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	・毎年、情報セキュリティポリシーに基づく自己チェックシートで自己点検し、必要に応じて改善を図っている。 ・毎年、個別システム自己監査を実施し、必要に応じて改善を図っている。 ・情報セキュリティ研修や情報連携研修(デジタル庁主催)を受けている。受講できない者については、紙媒体での学習及び自課内での伝達研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に、個人情報の取扱いに関する規定や再委託に関する規定を設けている。また、契約内容の遵守状況について報告を求める規定や、必要に応じて実地調査を行うことができる規定も設けている。
10. その他のリスク対策	
＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223
②請求方法	個人情報の保護に関する法律、熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例及び熊谷市個人情報の保護に関する法律施行細則に基づき、請求書に住所、氏名、請求内容等の必要事項を記入し、請求する。 個人情報の本人であることを証明する書類等を持参の上、個人情報保護窓口へ提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市市民部保険年金課国民年金係 電話048-524-1111 内線277
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票等を記載することにより、対応について記録を残す。 情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月25日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2) 変更箇所

[illegible]